

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値の継続的な増大を目指すとともに、経営のチェック機能の強化や企業倫理の遵守を実践し、株主・顧客・従業員など当社関係者に対する経営の透明性と健全性の確保によって信頼を維持・継続することを企業統治の基本的な考え方としております。この基本的な考え方の下、株主総会を頂点とした機能的な統治組織の運営によって、公正かつ透明性の高い経営に努めております。具体的施策として、社外取締役3名および社外監査役2名を選任し、経営への監視・監督機能を高めております。また、内部監査室を設置し、子会社を含めた全部署の内部監査を行い業務の適正性を検証するとともに、監査役と連携して計画的に業務監査を実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4 株主総会における権利行使（議決権の電子行使、招集通知の英訳）】

現状、株主における海外投資家の比率は相対的に低い状況であることから、議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳は行っておりません。今後、海外投資家の比率の推移等を勘案し、導入を検討してまいります。

【補充原則3-1-2 情報開示の充実（英語による情報開示）】

現在、当社の海外投資家（外国法人等の株式保有）の比率が極めて低いため、英文開示は実施しておりません。今後の株主構成等の動向を踏まえ、英語での情報開示の必要性を検討してまいります。

【補充原則4-1-3 取締役会の役割・責務（最高経営責任者等の後継者計画）】

当社は、最高経営責任者の後継者計画の策定を最重要課題の一つと認識しており、今後は取締役会による主体的な関与及び適切な監督の方法を含め、慎重に検討してまいります。

【原則4-2 取締役会の役割・責務（2）】

当社の取締役会は、経営幹部からの提案を歓迎しつつ、客観的な立場からの検討に努めております。また、当該提案を承認し、実行段階に移った際には、当該提案を実現すべく、経営幹部が行う意思決定の支援を図っております。現時点において、経営陣の報酬にインセンティブは含まれておりません。業績連動等のインセンティブを付与することは、今後の検討課題であると認識しております。

【補充原則4-2-1 取締役会の役割・責務（中長期的な業績連動報酬）】

取締役の報酬については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、会社の業績および業績への貢献度を勘案し、取締役会にて決定しております。

現時点では、中長期的な業績と連動するインセンティブ制度は導入しておりませんが、今後導入の可否を含め検討を進めてまいります。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は現在、独立社外取締役を2名選任しており、幅広い専門知識と豊富な経験に基づき、独立した立場から助言機能、監督機能を果たしております。

3分の1以上の独立社外取締役の選任につきましては、当社をとりまく環境等を総合的に勘案して、必要性を検討してまいります。

【補充原則4-8-1 独立社外取締役の有効な活用（独立社外者のみを構成員とする会合の定期開催）】

当社は現在、独立社外取締役を2名選任しておりますが、独立社外者のみを構成員とする会合は実施しておりません。今後は独立社外者のみを構成員とする会合の定期開催を検討してまいります。

【補充原則4-8-2 独立社外取締役の有効な活用（筆頭独立社外取締役の決定）】

当社は独立社外取締役を2名選任しておりますが、筆頭独立社外取締役の選定は行っておりません。しかしながら、独立社外取締役を含む社外取締役が、役員、部・支社長等で構成する経営会議に出席することにより、経営陣との連絡や監査役会との連携を図っております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、社外取締役または社外監査役を選任するための独立性に関する基準または方針は定めておりませんが、東京証券取引所が定める独立役員に関する事項を参考にし、知識・見識に基づき独立した監視・監督機能が発揮できることを基本として選任しております。現在、社外取締役のうち2名、社外監査役のうち1名については、東京証券取引所有価証券上場規程の企業行動規範に基づき、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として届出しております。

【補充原則4-10-1 任意の仕組みの活用（独立社外取締役の適切な関与・助言）】

当社は監査役会設置会社であって、独立社外取締役が取締役会の過半数に達していませんが、取締役会にて取締役の候補者の推薦や報酬の決定を行っており、社外取締役及び社外監査役から幅広い専門知識と豊富な経験を活かした意見及び助言を得ております。

【補充原則4-11-3 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件(取締役会全体の実効性についての分析・評価結果の概要)】

当社取締役会は、定時取締役会での幅広い議論及び相互の監督を通じて、取締役会全体の機能の向上を図っておりますが、今後、各取締役の自己評価及び取締役会の実効性についての分析・評価について、評価手法及びその開示を検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 政策保有株式】

当社の政策保有株式の方針については、事業の円滑な推進や、安定かつ継続的な金融取引関係の維持など政策的な目的により株式を保有することとしております。保有の適否については、取締役会にて経済合理性や当該企業との取引関係等を中長期的な観点から適宜検証することとしております。

また、議決権の行使についても、上記の観点から判断を行っております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、役員や主要株主等との取引(関連当事者間の取引)に関しては、原則行わないこととしておりますが、行う場合はその相当性について審議・検証する体制を整備しており、事前にと取締役会の承認を得ること、事後に遅滞なく取締役会に報告することを取締役会規則において、定めております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金基金制度を導入していません。従業員の将来の生活と福祉の向上に寄与する事を目的とし、企業型確定拠出年金制度を導入しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 経営理念等

経営戦略、経営計画等は、株主総会当日に実施する事業説明会において、株主への説明を行うとともに、本決算後に毎年実施している決算説明会においても、具体的な経営戦略を含む経営計画の説明及び公表を行っております。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンスの基本方針をコーポレートガバナンス報告書に記載しております。

(3) 経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役の報酬については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、会社の業績および業績への貢献度を勘案し、取締役会にて個別の報酬額を決定しております。

(4) 取締役・監査役候補の選解任と指名を行うに当たっての方針と手続

取締役の選任は、役員規則の定めにより、性別や年齢、国籍の区別なく、各事業分野に精通した知識・見識等を十分に考慮して取締役会にて候補者を推薦し、株主総会の決議により決定しています。

監査役の選任についても、取締役と同様な見地から取締役会にて候補者を推薦し、監査役会の同意を得て株主総会の決議により決定しております。

取締役・監査役が職務上の義務に違反し、または職務を怠るなど当社役員としてふさわしくないと認められる場合は、客観性・適時性・透明性の観点から取締役会でその処遇を決定してまいります。

(5) 取締役・監査役の個々の選解任・指名についての説明

取締役・監査役候補の指名を行う際の個々の指名理由については、株主総会招集通知に示しております。解任を行う場合もその理由について株主総会招集通知に示すこととしております。

【補充原則4-1-1 取締役会の役割・責務(経営陣に対する委任の範囲)】

当社の取締役会は、定款及び法令に定められた事項を含め、取締役会で決議する事項を取締役会規則において定めており、経営に関する重要事項の決定を行っております。また、取締役会規則で定めた以外の事項の決定・執行については経営陣に委任し、その範囲を職務権限規則において定め、業務執行に関する責任と権限を明確にしております。

【補充原則4-11-1 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件(取締役会の構成に関する考え方)】

当社の取締役会の構成は、取締役15名以内で構成する旨、定款で定めております。事業規模を勘案し、現在、11名の取締役(うち社外取締役3名)で構成しております。また、取締役候補者を決定する際は、取締役会における経験、見識、専門性のバランスを考慮したメンバー構成にすることとしております。

【補充原則4-11-2 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件(取締役・監査役の兼任)】

役員の兼任状況については、株主総会招集通知、有価証券報告書にて毎年開示を行っておりますが、その役割・責務を適切に果たすための必要な時間と労力を当社の取締役・監査役としての業務に振り向けていると認識しており、その兼務内容は適正な範囲に留まっています。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社取締役・監査役は、就任時および就任以降も継続的に、その役割の理解や、当社の事業・財務・組織などに関する知識習得に努めるとともに、当社が弁護士などの外部専門家を招いて開催する講習会に参加し、必要な知識の習得および適切な更新を行っております。

取締役については、その他必要に応じて、外部の研修会に参加できるようにしており、その際の費用負担については、会社にて負担しております。

監査役については、ガバナンスの一翼を担うべく、日本監査役協会等が開催する講習会や勉強会に参加し、監査役として必要な知識の習得及び監査役の役割と責務の理解促進に努めています。その際の費用負担については、会社にて負担しております。

【原則5-1株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、IR担当取締役を選任し、経理・財務部をIR担当部署としております。株主や投資家に対しては、決算説明会を定期的に開催するとともに、個人投資家を対象とした会社説明会の開催や当社ホームページへの情報開示等の実施により、当社の経営方針、事業戦略等、事業に関する各種情報を提供し、当社への理解を深めてもらうよう努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
しばざき株式会社	1,200,000	17.33
CDS従業員持株会	470,928	6.80
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	388,900	5.61
芝崎 雄太	177,200	2.55
CDS役員持株会	141,472	2.04
株式会社愛知銀行	140,000	2.02
芝崎 基次	122,000	1.76
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	106,000	1.53
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	103,800	1.49
芝崎 恭子	92,000	1.32

支配株主(親会社を除く)の有無 ———

親会社の有無 なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 第一部、名古屋 第一部

決算期 12 月

業種 サービス業

直前事業年度末における(連結)従業員数 500人以上1000人未満

直前事業年度における(連結)売上高 100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 15 名

定款上の取締役の任期 2 年

取締役会の議長 社長

取締役の人数 11 名

社外取締役の選任状況 選任している

社外取締役の人数 3 名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
伊藤善文	他の会社の出身者					△						
鎌田俊	他の会社の出身者											
岩堀剛士	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
伊藤善文		——	企業経営者としての豊富な経験と識見を有していることから独立性の有無に関わらず適性であると考え、当社のコーポレートガバナンス体制強化の為、社外取締役(非常勤)に就任頂いたものであります。 経営に外部視点を取り入れることで、取締役会の監督機能強化や経営の中立性・客観性を高める役割を担っております。
鎌田俊	○	独立役員に指定しております。	企業経営者として経営全般にわたる知識と経験を有していることから独立性の有無に関わらず適性であると考え、当社のコーポレートガバナンス体制強化の為、社外取締役(非常勤)に就任頂いたものであります。 経営に外部視点を取り入れることで、取締役会の監督機能強化や経営の中立性・客観性を高める役割を担っております。 ＜独立役員指定理由＞ 鎌田俊氏を独立役員として選任するにあたり、

			独立性に関する判断基準の内容に該当しない事を確認し、本人の同意も得ております。同氏が代表取締役社長に就いておりますJMTCエンザイム㈱と当社との取引関係はなく、また当社と同氏の間には、過去及び現在において利害関係は無く、当社経営陣から著しいコントロールを受けるまたは、当社経営陣に対して著しいコントロールを及ぼす可能性はありません。以上により、当社は一般株主との関係において利益相反の生じるおそれのない、独立役員として同氏を選任いたしました。
岩堀剛士	○	独立役員に指定しております。	前職で培われた豊富な専門知識と経験を有していることから独立性の有無に関わらず適性であると考え、当社のコーポレートガバナンス体制強化の為、社外取締役(非常勤)に就任頂いたものであります。 経営に外部視点を取り入れることで、取締役会の監督機能強化や経営の中立性・客観性を高める役割を担っております。 ＜独立役員指定理由＞ 岩堀剛士氏を独立役員として選任するにあたり、独立性に関する判断基準の内容に該当しない事を確認し、本人の同意も得ております。また当社と同氏の間には、過去及び現在において利害関係は無く、当社経営陣から著しいコントロールを受けるまたは、当社経営陣に対して著しいコントロールを及ぼす可能性はありません。以上により、当社は一般株主との関係において利益相反の生じるおそれのない、独立役員として同氏を選任いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	3名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

期末および中間期末には会計監査人より監査役会に対して会計状況の説明を行っておりますが、これには内部監査室も臨席することとしております。さらに期末、中間期末の他にも四半期に一度の頻度で、三者による意見交換の場を設けており、その他必要に応じて、適時意見交換等を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山崎 達彦	他の会社の出身者													
埴岡 登	他の会社の出身者							△						

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山崎 達彦	○	独立役員に指定しております。	企業経営者としての豊富な経験と識見を有しており、当社のコーポレートガバナンス体制強化の為、社外監査役(非常勤)に就任頂いたものであります。 ＜独立役員指定理由＞ 山崎達彦氏を独立役員として選任するにあたり、独立性に関する判断基準の内容に該当しない事を確認し、本人の同意も得た上で、監査役会を経て、取締役会にて決定しました。当社と同氏の間には、過去及び現在において利害関係は無く、当社経営陣から著しいコントロールを受けるまたは、当社経営陣に対して著しいコントロールを及ぼす可能性はありません。以上により、当社は一般株主との関係において利益相反が生じるおそれのない、独立役員として同氏を選任いたしました。
埴岡 登		――	前職で培われた豊富な専門知識と経験を有していることから独立性の有無に関わらず適任であると考え、当社のコーポレートガバナンス体制強化の為、社外監査役(非常勤)に就任頂いたものであります。

【独立役員関係】

独立役員の人数 3 名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 その他

該当項目に関する補足説明

当社の取締役の報酬については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、会社の業績および業績への貢献度を勘案し、取締役会にて決定しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役報酬および監査役報酬、社外役員に対する報酬別に各々の総額を開示しております。
 2019年12月期における、当社の取締役および監査役に対する報酬は以下のとおりであります。
 取締役を支払った報酬総額 253,960千円
 監査役を支払った報酬総額 4,800千円
 社外役員を支払った報酬総額 12,600千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針のあり
 針の有無

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、会社の業績および業績への貢献度を勘案し、取締役会にて決定しております。
 監査役の報酬は月額報酬のみとしており、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、監査役会の協議により個別の報酬額を決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

総務部が社外取締役、社外監査役へのサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

現状のコーポレートガバナンス体制の概要につきましては以下のとおりです。

(1) 取締役会について

取締役会は、11名の取締役で構成されており、この内3名は社外取締役であり、社外取締役3名の内2名は独立役員であります。取締役会は毎月1回開催しており、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の業務報告を行っております。また、必要に応じて臨時に取締役会を開催しております。なお、取締役、監査役(社外監査役を含む)、部長以上の管理者ならびに子会社の代表取締役社長および取締役を出席者とする経営会議を毎月1回開催しております。経営会議は経営上の意思決定機関ではありませんが、業績や受注状況をはじめとした経営に関する報告・連絡を行う会議体であります。

(2) 監査役会について

監査役会は3名体制であり、この内2名を社外監査役、1名を常勤監査役とし、監査体制の充実と監査業務の独立性・透明性の確保に努めております。なお、社外監査役の内1名は独立役員であり、独立した立場から経営に関する監視を行っております。
 取締役の業務執行を監査する機関である監査役会は、毎月開催することを基本としており、その他必要に応じて臨時の監査役会を開催しております。各監査役は毎月開催されている取締役会および経営会議などの重要会議に出席することで経営全般に対する監督を行うとともに、取締役と同レベルの情報に基づいた監査役監査が実施できる環境となっております。
 監査役監査につきましては、年度ごとに策定する監査の方針、監査計画、監査業務の分担等に基づいて実施しております。

(3) 内部監査室について

代表取締役社長直轄の独立した組織である内部監査室が、内部監査規則に則り、毎期策定する監査計画に基づいて、計画的に当社の各部門及び連結対象子会社の業務遂行に対して内部監査を実施しております。被監査部門に対しては、改善事項の指摘・指導を行い、監査後の改善状況までを確認することによって実効性の高い監査を行っております。
 また、内部監査室、監査役会、会計監査人は相互に連携しております。期末および中間期末には会計監査人より監査役会に対して会計状況の説明を行っておりますが、これには内部監査室も臨席することとしております。さらに期末、中間期末の他にも四半期に一度の頻度で、三者による意見交換の場を設けており、その他必要に応じて、適時意見交換等を行っております。

(4) 会計監査人

当社は、従来から会計監査人として新日本有限責任監査法人に会計監査を依頼しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会設置会社として、社外取締役を含めた取締役会における経営に関する重要事項の決定と取締役の業務報告を行いつつ、社外監査役を含めた監査役会、内部監査室、会計監査人における適性な監視を可能とすることで、透明かつ連携のとれた体制を構築しようと考えています。そのため、現状のガバナンス体制を採用し、コーポレート・ガバナンスの充実を図れるよう努めております。

/// 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明

集中日を回避した株主総会の設定

当社の決算月は12月であり、株主総会が集中しない時期となっております。

その他

株主総会終了後、当社事業に関する説明会を開催し、株主の皆様に対し、当社への理解を深めて頂く機会を設けております。

2. IRに関する活動状況

補足説明

代表者自身
による説明
の有無

個人投資家向けに定期的説明会を開催

日本証券業協会、証券会社、新聞社などが主催する個人投資家を対象とした会社説明会に積極的に参加しています。

あり

アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催

決算発表時の、アナリストや機関投資家向けの説明会・個別訪問を実施しています。また、不定期の個別訪問も実施しています。

あり

IR資料のホームページ掲載

当社ホームページIRサイトへ、決算短信、適時開示書類、決算説明会資料を掲載しております。

IRに関する部署(担当者)の設置

経理・財務部

その他

その他のIR活動については下記の通りです。
1. 証券アナリスト、報道関係者など個別の取材依頼に対応しております。
2. IRイベントなど積極的に参加しております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

環境保全活動、CSR活動等の実施

環境マネジメントシステム「ISO14001」を認証取得しております。

その他

企業行動規範を定め、全従業員に周知徹底しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制システムの整備に関する基本方針

内部統制システムの整備に関する基本方針については、以下のように定めています。

- (1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する為の体制
 - ・企業行動規範を制定し、役職員全員が法令等を遵守して業務を執行する。
 - ・社外取締役、社外監査役を選任し、経営の透明性を高める。
 - ・内部監査室による監査を実施し、順法性等を確保する。
- (2) 当社及び子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制
 - ・リスクマネジメント規則に基づき、リスクマネジメント委員会が企業集団におけるリスクを抽出し、重要性に応じて適切な対応策を策定・実施する。
 - ・機密情報管理規則及び個人情報保護管理規則を定め、機密情報の管理、個人情報の保護に努め、情報リスクによる経営的損失を未然に防ぐ体制を確保する。
 - ・販売管理規則及び与信管理規則を定め、信用リスクの許容範囲を明確化し、損失拡大を防止する。
- (3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規則に基づき適切に保存し管理する。
 - ・取締役及び監査役はこれらの文書を常時閲覧できる体制とする。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・毎月開催の取締役会で、経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況の監督を行う。
 - ・経営計画を決定し、職務執行の目標を明確にして、経営効率の維持・向上を図る。
 - ・役員、部・支社長等で構成する経営会議を毎月開催し、経営計画の進捗状況の検証等を行う。
- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - 1 関係会社管理規則を定め、企業集団における業務の適正な運用を確保する。
 - 2 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - ・当社の取締役又は使用人が、子会社の取締役又は監査役を兼任し、当該取締役等から子会社の職務執行状況について報告を受ける。
 - 3 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われること及び、法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・子会社の取締役又は監査役を兼任した当社の取締役等が、当該子会社の取締役会その他重要な会議に出席することで、業務執行状況の監督を行う。
 - ・内部監査室が子会社の内部監査を行い、業務の適正性を検証する。
- (6) 財務報告の信頼性及び適正性を確保するための体制
 - ・金融商品取引法の定めにより、全社レベル及び業務プロセスレベルの統制活動を確保する体制を整備し、適切に運用する。
 - ・全社レベル及び業務プロセスレベルの統制活動の運用状況を定期的に評価し、継続的に改善を図る。
- (7) 監査に関する体制
 - 1 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - ・監査役が職務執行のために補助使用人を求めた場合は、必要な使用人を配置する。
 - 2 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ・監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人については、その命令に関して取締役からの指揮命令を受けることがないよう、独立性を確保する。
 - 3 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ・取締役は、監査役から監査業務の補助を命じられた使用人の業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に努める。
 - 4 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制
 - ・当社及び子会社の取締役及び使用人は、経営会議等において、監査役から報告を求められた場合は、当該事項を報告する。
 - ・関係会社管理規則に基づき、子会社から提出・報告された事項は、随時監査役へ報告をする。
 - ・監査役は、当社及び子会社の取締役と定期的にヒアリングを実施する。
 - 5 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
 - ・監査役へ報告を行った当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行わない。
 - 6 監査役の職務執行について生ずる費用又は債務の処理、費用の前払い又は償還の手続きに係る方針
 - ・当社は監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。
 - 7 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・監査役は、毎月開催される取締役会及び経営会議に出席し、重要な経営事項について報告を受け業務執行状況を確認するとともに、代表取締役をはじめ取締役と定期的に意見交換の機会を設ける。
 - ・監査役は定期的に、内部監査室からは内部監査に関する報告を、会計監査人からは会計状況に関する報告を受け、適切な意思疎通および効果的な監査業務の遂行を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

反社会的勢力による被害を防止するための社内体制の整備

反社会的勢力による被害を防止するため、企業行動規範の中に反社会的勢力の排除を明確に掲げ、反社会的勢力対応規則並びにリスクマネジメント規則を制定し、反社会的勢力への対応方針を定め、その徹底に努めています。具体的には以下のとおりです。

- ・企業行動規範の中に反社会的勢力の排除を明確に掲げ、反社会勢力対応規則並びにリスクマネジメント規則を制定し、反社会勢力への対応方針を定め、その徹底に努める。
- ・反社会的勢力に対する直接的な利益供与の排除は言うまでもなく、間接的な利益供与についても、新規に取引を開始する際の取引先調査や社内決裁基準の強化等により、その防止を図る。
- ・愛知県企業防衛対策協議会に入会し、加盟企業間での情報の交換・収集、セミナーへの参加等を行い、日頃からの対応体制を整備する。
- ・万一、問題が発生した場合においても、必要に応じて弁護士や警察等の専門家に相談し、適切な対応を行う。

✓その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

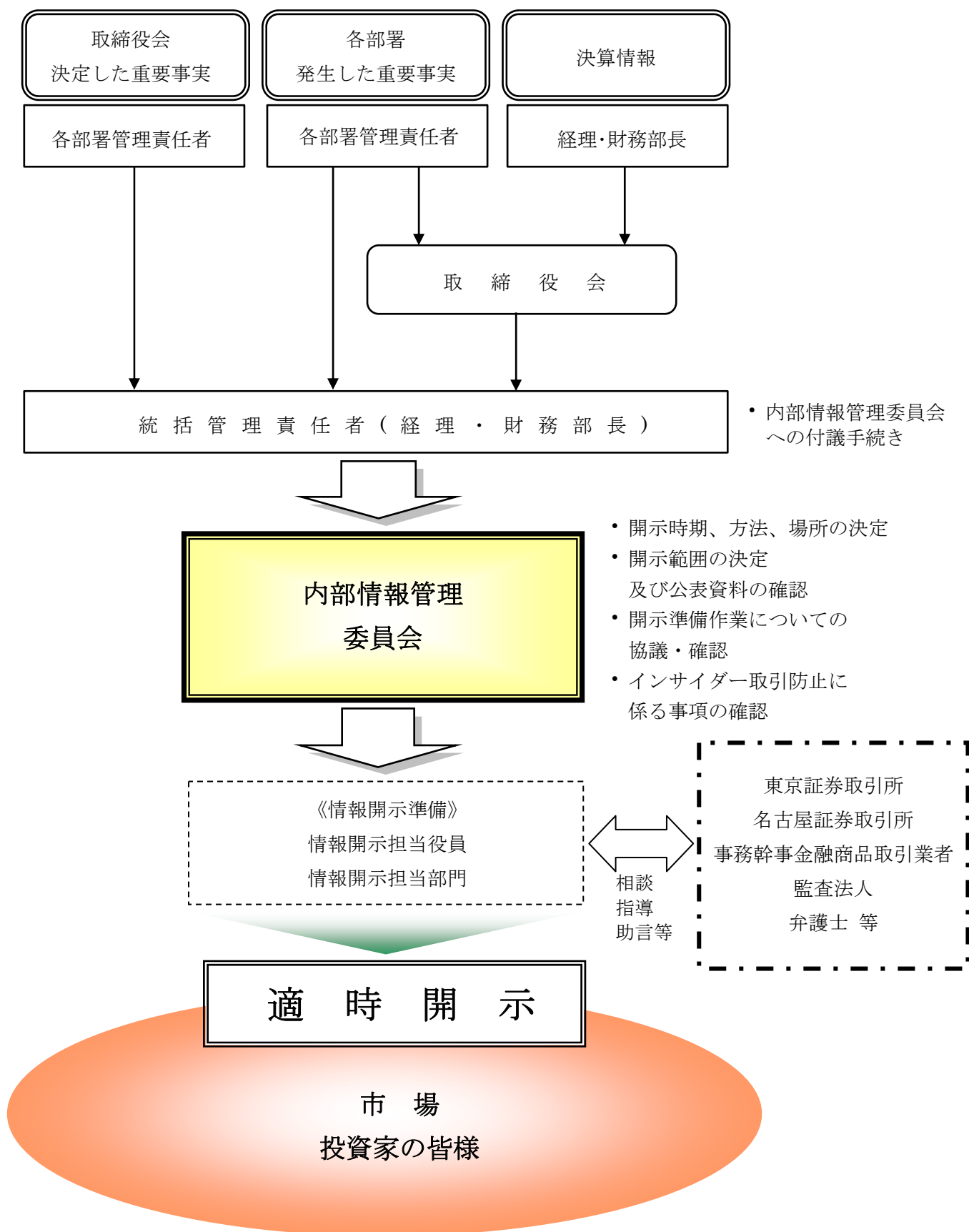
該当項目に関する補足説明

現在、特に買収防衛策は導入しておりません。
今後は、企業価値を高めるための経営を進め、IR等を通じて株主の理解も得て、企業価値や時価総額を引き上げて行きたいと考えております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

該当事項はありません。

適時開示の体制



コーポレート・ガバナンス体制及び内部統制体制

